

京都府警察人材センター設置要綱の制定について（通達）

制定 平成28. 7. 29 例規務第35号

京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしの要綱を下記のように定め、平成28年8月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

なお、京都府警察人材センターの設置について（平成28. 3. 28：一般務第54号）の一般通達は、廃止する。

記

京都府警察人材センター設置要綱

1 目的

この要綱は、警察職員の再就職の透明性及び公平性を確保するため、警察職員が持つ専門的な知識及び経験を求める法人、団体等に対する人材情報の提供、職員の退職管理に関する条例（平成28年京都府条例第4号。以下「条例」という。）第3条の規定による任命権者への届出の受理等の警察職員の再就職に係る事務を行う京都府警察人材センター（以下「センター」という。）を設置することにより、警察職員の再就職の適正な管理を推進することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する任命権者である京都府警察本部長が任命する京都府警察の職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）をいう。
- (2) 特定地方警務官 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。
- (3) 管理職員 職員の管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規則6-54）別表第1の公安委員会の項に掲げる職に就いている職員をいう。
- (4) 人材情報 センターにおいて登録し、管理する再就職の支援を求める者の情報をいう。
- (5) 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

3 センターの組織

- (1) 警察本部にセンターを置き、センター長、副センター長及びセンター員をもって構成する。
- (2) センター長には、警務部警務課長をもって充てる。
- (3) 副センター長には、警務部警務課の人事を担当する主席調査官又は調査官のうちからセンター長が指定するものをもって充てる。
- (4) センター員には、警務部警務課の職員のうちからセンター長が指定するものをもって充てる。

- (5) センター長は、センターの事務を総括するものとする。
- (6) 副センター長は、センター長の職務を補佐するとともに、センターの事務に関し、センター員に必要な指示をするものとする。
- (7) センターの庶務は、警務部警務課において行うものとする。

4 センターの事務

センターにおいては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 職員及び特定地方警務官（既に退職した者を含む。以下「職員等」という。）のうちセンターによる再就職の支援を求める者に対する再就職の支援に係る事務
- (2) 条例第3条の規定による任命権者への届出の受理に係る事務
- (3) 管理職員であった者の再就職状況の公表に係る事務

5 再就職の支援

(1) 人材情報の登録

ア センター長は、職員等から再就職の支援の求めがあったときは、当該職員等に人材情報登録申込書（別記様式第1号）を提出させ、その記載内容を人材情報として登録するものとする。

イ センター長は、前記5の（1）のアの登録がなされた職員等（以下「登録職員等」という。）が再就職先を退職したとき又は登録後5年を経過しても再就職をしないときは、当該登録職員等に係る人材情報の登録を抹消するものとする。

(2) 求人情報の登録

センター長は、営利企業等から登録職員等に係る人材情報の提供の求めがあったときは、当該営利企業等に人材情報提供申込書（別記様式第2号）を提出させ、その記載内容を求人情報として登録するものとする。

(3) 情報提供の手続

ア センター長は、管理する人材情報に合致する求人情報があるときは、当該人材情報を当該求人情報に係る営利企業等に提供するものとする。

イ センター長は、人材情報を営利企業等に提供するときは、事前に当該人材情報に係る登録職員等に通知し、情報提供の承諾を得ておくものとする。

ウ 営利企業等に提供する人材情報は、登録職員等に係るものに限るものとする。

6 任命権者への届出の受理

センター長は、管理職員であった者から条例第3条の規定による任命権者への届出を受理するときは、任命権者への再就職の届出（別記様式第3号）を提出させ、当該届出に係る情報を適正に管理するものとする。

7 再就職の状況の公表

(1) センター長は、前記6の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る管理職員であった者の再就職の状況を、京都府警察がインターネット上に開設するホームページにおいて、当該管理職員であった者の退職後2年を経過するまでの間、公表するものとする。

(2) 前記7の（1）の規定により公表する事項は、当該管理職員であった者に係る氏名、退職時の職名、退職日、再就職先の名称、再就職先での役職名及び再就職日とする。

8 細部事項

この要綱の実施に関する細部事項は、警務部長が別に定める。

別記
様式第1号

京都府警察人材センター長 殿

人材情報登録申込書

年 月 日 現在
年 月 日 退職・退職予定

ふりがな 氏名	-----		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	写 真		
現在の 職務	所属		職 名				
	階 級		職務内容				
	係 名		警電/職員番号	/			
職 歴 <small>〔退職した職 員のみ記載〕</small>	社名等 (役職)		期 間	年 月 日から 年 月 日まで (満期・辞職・その他)			
	勤務地						
現住所	〒 -		加入電話 () - 携帯電話 -		最寄り駅から現住所までの所要時間 線 駅 バス バス停 から徒歩 分		
退職後の 転居先	〒 -		電話 () -				
最終学歴	年 月 (卒業・中退)		免 許 ・ 資 格	パソコン等の操作 ワード - 太郎 エクセル ホームページ作成 パワーポイント その他 ()			
家 族	続柄	氏 名	生年月日	職業・学年	健 康	居 住	扶 養
					健・不	同・別	扶・否
					健・不	同・別	扶・否
					健・不	同・別	扶・否
					健・不	同・別	扶・否
再就職に ついての 希 望	① 希望する仕事 (具体的に記載して下さい。)			⑦ その他の希望(簡記して下さい。)			
	第1希望						
	第2希望						
	第3希望						
	② 希望する勤務地 (通勤 分以内)			⑧ 経験した 主な仕事	【1】		
	③ 希望する月収 (税込み) 万円				約 年間		
④ 希望する雇用形態 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 (週 日)			〔最近のものか ら順に記載し てください。〕	【2】			
⑤ 希望する勤務時間 <input type="checkbox"/> 夜勤可 <input type="checkbox"/> 日勤のみ おおむね 時 分 ~ 時 分				約 年間			
⑥ 希望する休日 (曜日・週休2日) <input type="checkbox"/> () 曜日 <input type="checkbox"/> 週休2日 <input type="checkbox"/> こだわらない <input type="checkbox"/> 土・日曜の勤務可			⑨ 健康管理 上の措置 区 分	〔 有・無 〕			

様式第2号

京都府警察人材センター長 殿

人材情報提供申込書

(年 月 日 作成)

会社名 及び 代表者						
所在地		〒 -				
求人責任者		電話				
		FAX				
連絡担当者		電話				
		FAX				
会社概要	事業内容	資本金				
		店舗数				
		従業員				
		その他				
求人	職務内容					
	希望する職名 (経験・職歴)				人員	
人	新規・継続の別	新規・継続 (の後任)				
	身分上の取扱い	常勤 (正社員 ・ 嘱託) 非常勤 ()				
条件	勤務日及び 勤務時間					
	勤務場所					
	休日、休暇等	年次有給休暇 () 土・日・祝日 () 年末・年始 () その他 ()				
待遇等	年収	月給	諸手当 (月給中)	賞与 (ボーナス)		各種保険の有無及び種類
				6月期		
				12月期		
定年	歳 (具体的内容)					
その他参考事項						

様式第3号

任命権者への再就職の届出

年 月 日

京都府警察本部長 殿

職員の退職管理に関する条例（平成28年京都府条例第4号）第3条の規定により、
下記のとおり届出をします。

この申請書の届出事項は、事実に相違ありません。

記

1 届出者

氏名（ふりがな）		生年月日（年齢）	
（ 印）		年 月 日（ 歳）	
離職日	離職時の所属	離職時の職	
年 月 日			

2 再就職先の情報

再就職先（営利企業等）の名称等	
所在地 名称	TEL（ — — ）
再就職日	再就職先における地位（役職等）
年 月 日	
再就職先（営利企業等）の業務内容	
----- (届出者の担当する業務)	

3 その他参考事項

--